

屋久島町山海留学事業実施要項

1 目的

この事業は、町内の小学校に転入を希望する児童（以下「児童」という。）に対し、屋久島町（以下「町」という。）が関係校区の留学実施委員会（以下「校区実施委員会」という。）及び受け入れる地域住民（以下「里親」という。）の協力を得て受け入れを実施し、里親留学（孫戻し留学を含む。）、家族留学ともに屋久島及び口永良部島における様々な体験活動をとおして心身ともに健康な児童の育成と併せて、学校や地域の活性化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体及び実施体制

- (1) 本事業の実施主体は屋久島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、事業の責任は町が負う。
- (2) 山海留学制度を導入する校区は、校区実施委員会を設置する。各校区における留学制度の名称は、校区ごとに決める。また、事業は町が校区実施委員会及び里親、留学生の実親等との間で締結する業務委託契約に基づき実施する。

3 業務

- (1) 教育委員会は、次の業務を行う。（金岳小中学校「南海ひょうたん島留学」を除く。）
 - ① 留学制度に関する調査、情報収集及び広報
 - ② 受け入れ児童及び家族留学の募集及び面接の場の設定
 - ③ 里親の委嘱
 - ④ 留学生交流会の開催
 - ⑤ 校区実施委員会との連携
 - ⑥ その他、事業の目的達成に必要なこと
- (2) 校区実施委員会は、次の業務を行う。
 - ① 里親候補者の拡充、家族留学のための住居の確保
 - ② 受け入れ家庭（里親）の選定
 - ③ 留学生の歓送迎会
 - ④ 里親並びに家族留学家庭に対する相談、支援

4 募集基準

この事業により受け入れる児童は、次のとおりとする。

(1) 里親留学

- ① 受け入れ児童は小学生とし、学年等は校区の事情によるものとする。ただし、口永良部島南海ひょうたん島留学のみ中学3年生まで受け入れ対象とする。中学生を受け入れる場合は、この実施要項の児童を生徒と読み替えるものとする。
- ② 地域の学校並びに環境及び伝統等を理解し、転入を希望する児童
- ③ 世界自然遺産の島又は屋久島国立公園の大自然の中で、環境学習等に関心を持つ児童

(2) 家族留学

- ① 本留学事業を理解し、児童の留学目的達成のために、児童とともに家族で留学を希望する者。ただし、口永良部島南海ひょうたん島留学のみ中学生とともに家族の留学を受け入れ対象とする。

5 受け入れ児童の決定

受け入れ児童は教育委員会が集約し、教育委員会・校区実施委員会の協議により面談日を決定する。

校区実施委員会は、児童及び里親と面談の上、その結果を参考として他の校区実施委員会とも調整し、教育委員会が採否を決定する。

6 期間

(1) 里親留学

里親留学の期間は原則として1年間とする。ただし、児童及びその保護者（以下「実親」という。）が引き続き留学の継続を希望する場合は、校区実施委員会及び教育委員会が協議の上、継続の可否を決定する。なお、継続は最長3年間までとする。

(2) 家族留学

- ① 家族留学の期間は原則として1年間とする。ただし、児童及びその家族が引き続き留学の継続を希望する場合は、校区実施委員会及び教育委員会が協議の上、継続の可否を決定する。なお、継続は最長2年間までとする。
- ② 継続の場合において、留学生が小学校から中学校に進学する場合も、校区実施委員会及び教育委員会が協議の上、継続の可否を決定する。なお、中学生を留学生として継続する場合は、この実施要項の児童を生徒と読み替えるものとする。

7 契約事項

留学が決定した児童及び実親は、次の事項を実行するものとする。

- (1) 児童は、校区内に住民登録をすること。(家族留学の場合は家族全員)
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 里親留学は、教育委員会及び校区実施委員会の立会の下で、実親と町及び里親の間で契約を締結する。家族留学の場合は教育委員会の立会の下で、実親と町及び校区実施委員会の間で契約を締結する。
- (4) 寝具その他生活に必要なものは、原則として児童が持参すること。
- (5) 実親は、里親と連携を密にするとともに、里親宅の生活のルール等についても十分理解するなど、信頼関係に努めなければならない。

8 経費

物価その他を考慮して、教育委員会、各校区実施委員会が協議して決定する。当面は、次のとおりとする。

(1) 里親留学

- ① 委託料は、月額7万円とする。内訳は、実親が月額3万円（年額36万円を12月で除して得た額）、町が月額4万円とし、それぞれ前月25日までに校区実施委員会に納入する。なお、不慮の病気やけが等により児童が帰省した場合は、20日以上を1か月とみなし、20日未満は日額計算（1日1千円）とする。

校区実施委員会は、前月末日までに里親に納入する。

- ② 学校給食費、PTA会費は実親負担とし、毎前月25日までに里親に納入する。それを受けた里親は、学校及びPTA会計へ納入する。
- ③ 学校教材費、医療費、学用品費、衣料品費、通信費、遠足・旅行費、スポーツ少年団活動費及びその他児童にかかる経費は、実親負担とする。

(2) 家族留学

- ① 児童にかかる経費は、原則として保護者の自己負担とする。
- ② 町は留学支援費として、児童のうち第一子については月額4万円、第二子以下については月額2万円を校区実施委員会をとおして保護者に支給する。

9 里親の委嘱及びその義務

里親の委嘱及びその義務は次のとおりとする。

- (1) 校区実施委員会は、校区内において、この事業を十分に理解し、受け入れ児童を健やかに養育できる家庭を教育委員会に推薦する。教育委員会は、その家庭を適正と判断した場合は里親として選定し、委嘱する。
- (2) 里親は、当該学校のPTA会員として、その活動に積極的に参加すること。
- (3) 里親は、児童の帰省等について、その都度校区実施委員会に連絡すること。
- (4) 里親は、教育委員会又は校区実施委員会が実施する研修会に参加すること。

10 家族留学と保護者の義務

家族留学において、保護者の義務は次のとおりとする。

- (1) 保護者は、留学児童の養育に責任を持つことはもとより、校区民の一人として、地域住民と積極的に関わるなど連携を深め、子どもたちの健全育成に努めること。
- (2) 保護者は、当該学校のPTA会員となり、その取組に責任を持つこと。
- (3) 保護者は、留学生に何らかの事情が発生した場合、学校及びサポーターと協力して対応にあたる義務を負う。また、問題が発生した場合、保護者は学校に対して過度の要求をしないものとする。

11 事故発生時の処置

児童に、病気又は事故が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

- (1) 里親は、実情に応じ適切な処置を行うこと。
- (2) 里親は、速やかにマニュアル等に沿って実親、校区実施委員会及び教育委員会に連絡し、その指示を受けること。
- (3) 家族留学の場合は、保護者の責任において処置を行うこと。

12 児童の帰省

長期休業期間又は児童自身の事情により長期欠席をする場合は、児童は実親の元に帰省することとし、実家等までの往復は、実親若しくは実親の委任を受けた者が引率して行うものとする。ただし、里親、児童及び実親の協議により里親宅に滞在することができる。

13 解約

次の事項に該当する場合、町は教育委員会及び校区実施委員会と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 児童の問題行動等により、里親（家族留学の場合は保護者）として児童の指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 実親が委託料等の納入を怠ったとき。
- (3) 児童が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (4) 児童の家庭の事情等により解約希望が生じたとき。
- (5) 申込書若しくは契約書等に虚偽があると認められるとき又は契約違反が生じたとき。

14 その他

- (1) 里親がやむを得ず、一家留守をする状況が生じた場合は、里親は速やかに校区

実施委員会に連絡をするとともに、児童のその期間の世話について校区実施委員会と協議し、対応を決定しなければならない。その場合の委託料は、一人一泊2千円とする。

- (2) この要項に定めるものの外、疑義又はいさかい等が生じた場合には、実親、里親、校区実施委員会及び教育委員会が協議して、善処するものとする。
- (3) 屋久島町山海留学生や里親等の相談等に応じ、事故の未然防止を図り山海留学制度を円滑に運営するため、屋久島町山海留学サポーターを置く。
- (4) 町が負担する経費の財源については、留学生と主たる生計者が同居でないと認められる場合は国もしくは県補助経費の対象となり、留学生が主たる生計者と同居する場合は国もしくは県補助経費の対象外となる。

附 則

この要項は令和6年4月1日から適用する。なお、令和5年度中に行われた手続きについては、この要項に基づきなされたものとみなす。